

# 判決要約

No.284

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		4 被告(被控訴人)
2 判決言渡日(判決)		5 出願番号等
3 原告(控訴人)		6 要約

284 - 1	被控訴人の権利濫用の主張は弁論主義に反しないが、本実用新案権は無効理由が存在するので、控訴人の請求は権利濫用に該当する、と認定された	弁論主義, 権利濫用 無効理由
1 平13(ネ)3667号(東高18民) 2 平14.3.14(棄却) 3 (株)ユタカ 4 イノテック(株) 5 実用新案登録2134718号 6 概要: 原判決は、本件考案は、実用新案法3条2項の無効事由を有することが明らかであるから、本件実用新案権に基づく請求は権利濫用に当たる、被告各物件は、本件考案の構成要件の「仕切体」を有しないから、本件考案の構成要件を充足しない、として原告(控訴人)の請求を棄却した。 争点: 被控訴人の権利濫用の主張は、弁論主義違反か控訴人の請求は権利濫用か 本件考案に無効理由が存在するか 判旨: 争点 について: 被控訴人は、原審で権利濫用という用語は用いていないが、本件考案は明らかな無効理由を有する旨の主張及び具体的な無効理由についての事実の主張をしている。又、被控訴人は、当審において原判決説示の権利	濫用の点を援用し、当審口頭弁論終結までに、控訴人の本訴請求は権利の濫用に当たるとの主張をしている。従って、原判決に弁論主義違反の違法は存在しない。 争点 について: 本件実用新案権には無効理由がある。従って、権利濫用に該当する。なお、「無効理由があることが明らか」であるとは、侵害事件を審理する裁判所において「無効理由があることが明らか」であると判断し得る程度の明白性があることをもって足り、控訴人が主張するように無効理由の存在が何人の目にも疑問の余地なく明らかであるという意味での明白性まで要求されるものではない。 争点 について: 本件考案は、原審判断のとおり、当業者が極めて容易に考案をすることができたものというべきであり、実用新案法3条2項の無効理由を有する。従って、本件実用新案権に基づく本件請求は権利濫用に当たる。 (実3条2項 民1条3項) 重要度 (伊藤 文彦)	
284 - 2	アニメ「超時空要塞マクロス」に登場する図柄の著作権者が確認された	アニメ, 原図柄, 職務著作
1 平13(ワ)1844号(東地29民) 2 平14.2.25(一部認容) 3 (株)スタジオぬえ, (株)ビックウエスト 4 (株)竜の子プロダクション 6 概要: 原告スタジオぬえ(アニメ制作会社)は、昭和55年頃から、新しいアニメ作品「マクロス」を企画していた。 昭和56年2,3月頃 原告スタジオぬえが原告ビックウエスト(広告代理業)にこの企画を持ち込み、その後、昭和57年1月頃、同年10月からテレビ放送枠を確保する見通しが立った。 原告ビックウエストは、アニメーター不足を補うため、被告に協力を依頼し、昭和57年4月以降は被告及びその子会社も「マクロス」の制作に関与した。 本件は、「マクロス」中の図柄の著作権が原告らに帰属することの確認を求めて提起された事案である。 争点: (1)本件各図柄は、原告スタジオぬえの発意に基づきその従業員らとその業務の過程で創作したのか、それとも、被告が本件アニメの制作を開始した後に、被告の業務の過程で、被告またはそのプロデューサーの指示に基づいて、原告の従業員らが制作したのか。 (2)原告は被告に対して、本件各図柄の著作権を譲渡する旨の明示又は黙示の意思表示をしたのか。 判示事項: (1)本件アニメの登場メカや登場人物等の原図柄及びそれに基づく設定画が、原告スタジオぬえの従業員らにより作成されたこと、また、その設定画に基づくアニメカッ	トが、同従業員らの指揮監督下にアニメーターらにより作成されたことが認められる。 よって本件図柄は、原告スタジオぬえの発意に基づき同従業員らとその業務の過程で職務上作成した著作物である。なお、原告らの間には、本件アニメ制作の過程で取得した著作権について、共有とする旨の合意があると認められる。 (2)本件全証拠によるも、原告スタジオぬえの同従業員らが被告の業務に服していたと認めることはできない。また、原告スタジオぬえが、被告から本件各図柄に係る著作権の譲渡の対価を受け取ったり、明示又は黙示の意思表示をしたと認めることもできない。 原告スタジオぬえは、本件各図柄(原著作物)の二次著作物であるアニメ「マクロス」の制作について、被告と共同して関与したか、あるいは被告が制作するに当たって積極的に参加した。このことにより、本件各図柄をアニメに利用することについて許諾の意思表示をしたとみることができる。しかし、本件各図柄の著作権を譲渡する意思表示をしたと推認することはできない。 備考: 原告らの請求のうち差し止め請求は、被告が将来本件各図柄の二次的著作物に当たる新たな映画の制作等をしようとするおそれがあるとは認められないとして 棄却された。 なお、アニメ作品「マクロス」の著作権の帰属については、別件で争われている(東地平13(ワ)6447号)。 (著15条1項) 重要度 (岡戸 昭佳)	

284 - 3	特許発明「ゲーム装置」の特許を無効にした無効審決を取消した審決取消請求事件	訂正請求
1 平 12 (行ケ) 275 号 (東高 13 民) 2 平 14 . 2 . 27 (認容) 3 (株)セガ 4 コナミ(株) 5 特許 2694689 号 6 概要:原告が有する特許発明「ゲーム装置」に対し請求された無効審判において、訂正請求され特許請求の範囲の記載が訂正されたが、この訂正は、新たな構成要件を付加したもので実質上特許請求の範囲を変更しているとして認められないとし、登録時請求項 1 は刊行物 1~3 によって進歩性に欠くとして無効とされた。本事件では、訂正の当否に対する判断が争われ、無効審決におけるその判断は誤りであり、訂正は適法であり本件発明は進歩性を有する、と判断された。 原告:審判は「請求項 1 に新たな構成要件を付加した」こと以外に、本件訂正が実質上特許請求の範囲を変更するものであるとする理由を示していない。しかしながら、特許請求の範囲に新たな構成要件を付加したことが、直ちに、実質上特許請求の範囲を変更することに当たるものではない。このことは、「特許請求の範囲の減縮」及び「明瞭でない記載の釈明」を目的とする訂正が認められていることから明らか	である。 被告:特許請求の範囲に記載された「ゲーム装置」の模型体による競争ゲームを、別個独立に走行制御される走行体によって誘導させることにより制御し、これによって賭け競争ゲームを展開させるという、新しい技術的課題を解決するための手段を特許請求の範囲に追加するものであるから、仮にその訂正事項が登録時明細書の発明の詳細な説明に記載されていたとしても、特許請求の範囲を実質上変更するものである。 判旨:模型体をコンピュータシステムにより別個独立に走行制御される走行体によって誘導させることにより制御することは、登録時請求項 1 に規定された「模型体走行面の下方に配置され、模型体走行面に載置された模型体と磁力により結合し、模型体のそれぞれを走行経路を規制されることなく個別に誘導するように構成された走行駆動機構」の構成を限定したものにすぎず、また、賭け競争ゲームを展開させることは、訂正前発明の目的に含まれているのである。 (旧特 126 条 2 項)重要度 (岡田 淳平)	
284 - 4	明細書の発明の詳細な説明は当業者が容易に実施することができる程度に記載されていないとした異議の決定が維持された	明細書記載不備
1 平 12 (行ケ) 120 号 (東高 6 民) 2 平 14 . 2 . 7 (棄却) 3 (株)ユアサコーポレーション 4 特許庁長官 5 特許 2576717 号 6 取消された本件第 1~2 発明: 亜鉛,カドミウムおよびコバルトの一種以上を固溶状態で含有し、細孔半径 30A 以上の内部遷移細孔の発達を抑制し、全細孔容積を 0.1ml/g 以下に制御した水酸化ニッケルの粉末において、その結晶の X 線回折ピーク (001) 面の半価幅が、0.5 度から 1.0 度であることを特徴とするアルカリ蓄電池用ニッケル電極活物質。上記水酸化ニッケル粉末の結晶の X 線回折ピーク (001) 面の半価幅が、0.6 度から 0.8 度であることを特徴とする請求項 1 記載のアルカリ蓄電池用ニッケル電極活物質。 異議決定に示された判断: 本件特許の願書に添付された明細書の発明の詳細な説明は、当業者が本件発明を容易に実施することができる程度に記載されていないから、本件特許は平成 6 年法律第 116 号による改正前の特許法 36 条 4 項 (以下「旧特許法 36 条 4 項」という)に規定する要件を満たしていない。 判旨: 出願された発明が物の発明であって、その物の目的、構成及び効果が開示されているとしても、その物を当業者が容易に製造することができない場合には、社会における産業の発達に寄与する程度に発明を公開したことにならないことはいうまでもないところであるから、特許制度の趣旨 (自己の発明を公開する代償として、当該発明を一定期間独占的、排他的に実施する権利 [特許権] を付与してこれを保護することしつつ、同時に、そのことにより当該発明を公開した発明者と第三者との間の利害の調和を図る) に照らせば、このような場合に、代償としての独占権である特許権を要求す	るに足りる公開がなされているとすることはできない。 したがって、物の発明であっても、そこに開示されたその物の目的、構成及び効果の開示だけでは、当業者がその物を容易に製造することができないという場合には、その物を製造する方法まで開示していなければ、「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が、容易にその実施をすることができる程度」に「その発明の目的、構成及び効果」が明細書に記載されているとはいえないのである。 原告は、本件発明は物の発明であり、物を得るための方法の発明ではない、そしてその物は、現に得られており、特有の作用効果を呈しているものである、このようなとき、その物を得るための方法が明細書に記載されていないからといって、物の特許性を否定してしまうのは、物の発明について特許を得るために、その物を得るための方法まで開示しなければならないことにも通じ、発明保護の見地から著しく不合理である、と主張する。 しかしながら、仮に、明細書に、従来技術の下では存在しなかったものが、現に得られており、特有の作用効果を呈していることが記載されているとしても、それは、その物に新規性、進歩性があるというにすぎない。 特許法は、新規性、進歩性に関する 29 条 1 項、2 項の規定のほか、上述したとおり旧特許法 36 条 4 項によって、当業者にとって実施容易であることをも要件としているのである。原告の主張は、要するに、当業者が実施することができなくても、新規性、進歩性があるものには特許を認めよ、ということであり、特許法による発明保護の要件の理解を誤っているという以外にない。原告の主張は、採用できない。 (旧特 36 条 4 項)重要度 (星野 昇)	

284 - 5	本件特許(アイロンローラなどの洗濯処理ユニットへフラットワーク物品を供給するための装置)に基づく権利行使が、権利の濫用として認められなかった	権利の濫用 公然実施
1 平12(ワ)11902号(東地46民) 2 平14.2.21(棄却) 3 イエンセン・デンマーク・アクティーゼルスカブ 4 (株)プレックス 5 特許2690256号 6 判旨:被告各製品は、本件発明の技術的範囲に属するが、本件発明には無効理由が存在することが明らかであるから、本件特許権に基づく原告の本訴各請求は、いずれも、権利の濫用に当たり許されない。 権利濫用の理由:訴外製品ブラウン・アルファは、平成2年11月に東京都中央区晴海の国際見本市会場で開催された第28回全日本クリーニング研究大会・機械資材展示会において展示されていたこと、同展示会を見学したことがきっかけとなって、社会福祉法人緑風会がブラウン・アルファを大和	機材(株)(当時)から購入し、平成2年12月15日に重度身体障害者授産施設「鹿児島太陽の里」に設置し、その翌日からシ・ツ等リネン品の洗濯後の処理のために使用を継続していること、同施設には、年間1000人を超す一般の見学者があること、平成2年12月15日の設置以降、その構成や動作は変わっていないこと、がそれぞれ認められる。これによれば、ブラウン・アルファは、本件特許権の優先日の前に公然使用されていたというべきである。 被告各製品は本件発明と同一と考えられ、ブラウン・アルファも本件発明と同一と考えられるので、被告各製品はブラウン・アルファと同一である。よって、本件発明は新規性を有せず無効理由があることが明らかである。 (特123条1項2号)重要度 (山内 康伸)	
284 - 6	本件考案「バッテリーによる給電回路」に関する実用新案権取消決定取消請求事件について原告の請求が認容された	登録異議申立て、訂正請求 新規事項の追加禁止
1 平10(行ケ)298号(東高6民) 2 平14.2.19(認容) 3 ミツミ電機㈱ 4 特許庁長官 5 実用新案登録2514540号 6 審決:原告は、考案の名称を「バッテリーによる給電回路」とする実用新案登録の実用新案権者である。本件登録実用新案について小塚浩が登録異議申立てをし、特許庁は異議事件として審理した。原告は、審理の過程で登録請求範囲の記載の訂正を請求した。特許庁は本件訂正は認められないとしたうえで「実用新案登録を取り消す」との決定をした。 判旨:本件訂正の中で、決定が採りあげて検討対象としたのは、登録請求範囲の「記録及び/又は再生装置」との記載を登録請求範囲の減縮を目的として「ディスク記録及び/又は再生装置」とするものである。本件登録実用新案は平成6年法附則により出願公告を経ることなく登録されたものである。本件登録実用新案については、いわゆる付与後異議申立ての規定が適用されるから、明細書又は図面の訂正は、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない(いわゆる新規事項の追加禁止)。 ある訂正が許されるか否かは、訂正請求に係る事項が願書に添付した明細書又は図面に記載されているとみることができるか否かに係ることになる。訂正請求に係る事項が願書に添付した明細書又は図面に記載されているとみることができるか否かは、訂正請求に係る事項と願書に添付した明細書又は図面に記載された事項との技術的事項としての対比によって決められるべき事柄であることは明らかであるから、単に、	訂正請求に係る事項を示す語句と明細書の語句とを比較するだけでなく、訂正請求に係る事項、及び願書に添付した明細書又は図面に記載された技術的事項についても検討を加えたうえで、訂正によって願書に添付した明細書又は図面に記載されているとはみることができない技術的事項が付加されることになるか否かを検討すべきである。 本件登録実用新案の願書に添付した明細書の「記録及び/又は再生装置」には「ディスク記録及び/又は再生装置」が「テープ記録及び/又は再生装置」等とともに、概念上含まれることは明らかである。加えて、その技術的事項の内容は「記録及び/又は再生装置」が「ディスク記録及び/又は再生装置」であっても、「テープ記録及び/又は再生装置」であっても、それら相互の相違に無関係に、またどのような「ディスク記録及び/又は再生装置」等であっても、適用が可能な汎用性のあるものであることが極めて明らかである。このような本件考案の技術的事項の内容に照らすと、登録請求範囲を「記録及び/又は再生装置」から「ディスク記録及び/又は再生装置」と減縮する変更をしても願書に添付した明細書にも図面にも記載されていない技術的事項を変更することになるものではないことは明白というべきであるから、同訂正は、新規な事項を付け加えることにはならないと解するのが相当である。 以上によれば、決定には根拠にできないものを根拠として本件訂正を斥けた誤りがあり、その誤りが決定の結論に影響を及ぼすことは明らかというべきである。 (準特113条、126条2項)重要度 (和泉 順一)	

284 - 7	本願発明「第一種の永久機関」に関して、拒絶すべき旨の審決が支持された（原告請求棄却）審決取消訴訟事件	自然法則違反，永久機関 エネルギー保存
1 2 3 4 5 6	<p>平 13（行ケ）463 号（東高 13 民） 平 14 . 3 . 27（棄却） 深井清達 特許庁長官 特願平 7-126998 号</p> <p>審決：審決では、本願発明は、その構成の少なくとも一部に自然法則に反する手段が採用されており、法 29 条 1 項柱書に規定された「産業上利用することができる発明」に該当しないとし、拒絶審決を行った。</p> <p>原告の主張：トリチェリの定理は、水を収容した巨大な箱の側壁に極小さな孔を明けるときに噴出する水の速度を計算する場合以外には適用されず、本願発明のように、ジョウゴ状水槽の下部から長々と垂れ下がっている場合のパイプの出口の水の速度を計算するときには、全く役に立たないし、本願発明の場合には、<math>V_2 = V_1 + gt</math> の数式が適用される。また、宇宙ビッグバンでは、エネルギー保存の法則は当てはまらず、本願発明も、宇宙ビッグバンと同様な現象を利用した永久機関である。</p> <p>被告の反論：本願発明の構成のような管路を流れる流体及び管路から噴出する流体の物理現象の解析には、ベルヌーイ</p>	<p>の定理、トリチェリの定理及び連続の式を用いて解析することは、現在の流体力学の分野においては常識である。また、<math>V_2 = V_1 + gt</math> の式は、自由落下の物体の運動の場合にのみ適用され、管路内の水の動きには適用されない。エネルギーを消費しないで、継続して動力を発生できる機械は不可能である。</p> <p>判決：被告の主張を全面的に認める。すなわち、<math>V_2 = V_1 + gt</math> は、初速 <math>V_1</math> で自由落下の物体の <math>t</math> 秒後の速度 <math>V_2</math> を示す式であり、管路内の水の速度を示す式ではないと共に、ベルヌーイの定理、トリチェリの定理及び連続の式が誤りであるとの根拠も見出せない。さらに、ビッグバン仮説には、ビッグバン以前の世界が「無」、すなわちエネルギーがゼロであったことを示すものではない。</p> <p>評釈：永久機関に関する発明が、未だに出願されていることに興味を覚えた。エネルギーゼロからエネルギーを造れば、将来のエネルギー問題は解消できる。公害の少ないエネルギー資源を開発する姿勢は重要だと思う。しかし、ビッグバンと永久機関を関連づけた原告の理論構成には驚いた。</p> <p style="text-align: right;">（特 29 条 1 項柱書）重要度 （前田 均）</p>
284 - 8	本願発明「デジタル移動通信方法」に関する分割出願に対する拒絶審決が維持された	分割出願，実質同一，自明性
1 2 3 4 5 6	<p>平 11（行ケ）304 号（東高 6 民） 平 14 . 2 . 7（棄却） 日本電気(株) 特許庁長官 特許 2679638 号</p> <p>取消事由 1（本願発明の要旨認定の誤り）：本願発明と原出願発明は、1) 原出願発明が、複数の基地局の制御信号を同一周波数に時間的に多重化することを構成要件としているのに対し、本願発明がこれを構成要件としていない点（相違点 1）、2) 本願発明が、第 2、第 3 のタイムスロットと時間的に異なるようにしているのに対し、原出願発明が何が異なるか明記していない点（相違点 2）、3) 上記第 3 のタイムスロットで受信される信号を、本願発明が特定していないのに対して、原出願発明が制御信号と特定している点（相違点 3）で相違している。但し、相違点 2 に係る両発明の構成が実質的には同一である。</p> <p>審決は、相違点 1、3 に係る本願発明の具体的構成が、本願明細書に記載されていないことを根拠に、上記構成を本願発明の要旨として認定できないとしているものであるが、これは誤りである。</p> <p>特許出願に係る発明の新規性及び進歩性について審理するに当たっては、特許出願に係る発明の要旨の認定は、特許請求の範囲の記載の技術的意義を一義的に明確に理解することができないなどといった特段の事情のない限り、願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に従ってされるべきである。相違点 1、3 に係る本願の構成は、文言上、その技術的意義は明瞭である。特許請求の範囲の記載と明細書の記載との間に齟齬があるとしても、それは発明の要旨認定とは別問題である。</p> <p>取消事由 2（本願発明が原出願発明と同一であるとの判断の誤り）：原告は、その主張において、「制御信号」に基づく原出願発明の技術的思想と、「制御信号」以外の信号に基づく本願発明の技術的思想の相違を強調しているけれども、両者が、原告の主張のように著しい相違を有するのであれば、この両発明を併せて記載しているはずの原出願明細書に、後者について格別の記載も見当たらないのは不自然であるというほかはない。また、原告は、本願明細書の記載を甲第 9 号証の記載をも参照して理解すれば、本願発明が、移動端末にお</p>	<p>いて、基地局からの通話チャネルの受信レベルを監視し、移動端末主導の下にゾーン切替に利用するという技術を包含していることは当業者にとって極めて明らかなことであると主張する。</p> <p>しかしながら、原告の主張を原出願明細書の記載についての主張とみなして検討してみても、仮に、客観的にみて周知慣用の技術であって、しかも問題となっている発明に適用し得るようなものが存在するとしても、これらの技術をその発明に係る明細書又は図面に明示されているものと同視することが許されるのは、明細書又は図面に記載がなくともこれがあると認識できる程度に自明となっている場合に限られるというべきである。原出願明細書の記載によれば、上記文献に記載された技術と原出願明細書において開示している発明との関係については、後者が前者の欠点を除いたものであるという点を除き、他に何も触れていない。そうすると、上記文献に記載されている原告主張の技術が、明細書又は図面に記載があると認識できる程度に自明となっているといえる場合でないことは、明らかというべきである。</p> <p>すなわち、本願発明は、原出願発明における、「同一周波数を時間的に多重化」する構成、移動端末における観測対象を「制御信号」としている構成に対応する構成において相違しているものであるけれども、原出願明細書には、本願発明のこれらの構成に対応する技術が開示されていないのであるから、本願発明が、原出願明細書に記載されている発明でないことは明らかであり、したがって、本願出願が特許法 44 条 1 項の出願分割の要件を満たしていないことも明らかである。</p> <p>審決の認定判断は、本願発明と原出願発明とは実質的に同一であるとした点で明らかに誤りを犯すものではあるものの、本願明細書及び原出願明細書について技術的検討を正しく加えた上、その正しく加えられた検討に基づいて、本願出願が特許法 44 条 1 項の出願分割の要件を満たしていないとしたのであるから、上記誤りの存在をもって審決を違法なものとすることはできない。</p> <p>以上のとおり、原告主張の審決取消事由はいずれも理由がなく、その他審決にこれを取消すべき瑕疵は見当たらない。</p> <p style="text-align: right;">（特 44 条 1 項）重要度 （曾々木 太郎）</p>

284 - 9	本件特許権「太陽光発電装置」に関する損害賠償請求事件について、原告の請求が認められなかった	技術的範囲、カバー、開閉自在
------------	---	----------------

- 1 平13(ワ)9386号(東地47民)
- 2 平14.2.15(棄却)
- 3 太陽工業(株)
- 4 不二サッシ(株)
- 5 特許2857581号

6 概要:「太陽光発電装置」の特許権者である原告が、被告装置を製作設置した被告行為が本件特許権を侵害するとして、原告が被った損害の賠償を求めた。

本件発明の構成要件: A. 太陽電池を透明板に保持させて、これら太陽電池と透明板とで組立板を構成した太陽光発電装置において、B. 建築物の外殻を、この外殻に沿って枠組みされたサッシと、このサッシに支持される透明板とで構成し、C. この透明板の外側面に上記組立板を配設し、D. 上記太陽電池と、この太陽電池で生じた電気エネルギーを受け取る受電装置とを互いに結び通電体を上記サッシに保持させ、E. このサッシをサッシ本体と、このサッシ本体の外側面を開閉自在に覆うカバーとで構成し、F. 上記サッシ本体の外側面と、カバーとの間を収納空間としてこの収納空間に上記通電体を配設した太陽光発電装置

争点: 被告装置は本件発明の技術的範囲に属するか。

上記A~Fの構成要件中、下線部分を除き、被告装置は、上記各構成要件を充足する。すなわち、被告装置が、E、Fに係る「カバー」及びEに係る「開閉自在」の各要件を備えているかどうか。

原告の主張: ・「カバー」の語義はそれ自体明確であるし、本件特許明細書中には「カバー」の意味や定義に関する格別の記載があるわけでもない。したがって、本件発明にいう「カバー」は「覆うもの」であればよく、それが「押し縁」と称されるか他の用語で称されるかは無関係である。被告装置の「押し縁」は、主フレーム、断熱ゴム及びアタッチメントの外側面が露出しないように、まさに覆うものである。・本件発明は保守点検の作業が容易にできるという効果を有するが、これは、サッシ本体からカバーを取り外すことができ、収納空間が建築物の外方に解放されることにより通電体に対する保守点検作業が透明板に邪魔されないでできるためであり、そのようなものであれば、カバーは「開閉自在」であることができる。

被告の主張: ・本件発明の「カバー」は、保守点検のときに容易に内部の手入れをすることができることをもって、その作用効果としている。これに対して、被告装置は、保守管理を必要としない構成となっている。被告装置の「押し縁」は、本件出願前から業界において広く用いられているものである。被告装置の「押し縁」が本件発明の「カバー」に当たるとすると、本件発明は、公知技術を含むものとなる。・被告

装置は、「押し縁」を接着性を有するシール材でシールしているから、「開閉自在」ではない。・本件特許明細書中には、「開閉自在」に関し、係止部により各カバーの弾性変形を伴ってサッシ本体に係脱自在に係止される旨の記載があるから、「開閉自在」の意義を考えるに当たっては、このような明細書の記載を基準とすべきであり、そうすると接着性を有するシール材でシールしているものは、「開閉自在」ではない。・特許請求の範囲において、すべての固定が開閉自在ならば、開閉自在と限定する必要はないから、「開閉自在」の用語を使用したのは、接着剤や釘等による固着のような固定を排除するためである。

判旨: カバー: 構成要件Eは、カバーが、サッシ本体とは別個独立の部材であることを前提としているものと認められる。そして、作用効果は、サッシ本体からカバーを取り外して、収納空間内の通電体の配設作業や、この通電体に対する保守点検作業を、容易にすることができるという点にある。「サッシ本体」は、透明板及び組立板を挟持する1つの完成された構造体を指すものと解される。また、「カバー」は、上記構造体の外側面にある、上記構造体とは別個の部材で、上記構造体に影響を与えることなく開閉できるものを指すというべきである。被告装置における「押し縁」は、シール材を切断して「押し縁」を開くと、網入りガラスパネル及び太陽電池を保持させた複合ガラスパネルが外れるのであるから上記構造体の一部であってそれとは別個の部材ではなく、上記構造体に影響を与えることなく開閉できるものでもないから、「カバー」には該当しない。開閉自在: 「自在」は、「束縛も支障もなく、心のままであること、思いのまま」という意味であること(広辞苑)、本件発明の作用効果は、サッシ本体からカバーを取り外して、収納空間内の通電体の配設作業や、この通電体に対する保守点検作業を、容易にすることができるという点にあること、実施例では、カバーは、係止フックと係止凹部によってサッシ本体に係止されていること、本件特許明細書中の図7においてカバー31とサッシ本体26との間に充填されているシール材が接着性を有するかどうかは、明細書及び図面の記載によっては直ちに明らかでないことからすると、本件発明にいう「開閉自在」には、接着性を有するシール材でシールされているようなものは含まれないと解すべきである。

被告装置における「押し縁」は接着性のあるシール材でシールされているため、「押し縁」を開く場合には、シール材を切断する必要があるのであるから、仮に「押し縁」が「カバー」に当たるとしても、「開閉自在」であるとは認められない。

(特70条1項)重要度  
(太田 明男)

From Editors

## 編集後記

今月号は、特集として、5月号で掲載した「知的所有権誌上研究発表会」に掲載された発表論文に対する質疑応答を掲載する号であり、今回で第9回目である。

今回の発表会では、外国の方(韓国弁理士)からの発表論文が掲載されており、この論文に対し、我々日本人からの質問があった。ワールドカップが日韓共催で行われた影響かどうかは分からないが、本誌の知的所有権誌上研究発表会もついに「日韓共催」となった次第である。

今後も、国内外問わず、これまで以上に、多数の方から知的所有権誌上研究発表会への論文掲載の依頼及び発表された論文に対する質問が寄せられることを期待する。(K.S)

肉眼で見える星は6等星までと言われている。この6等星などがある日消えてしまっても、気付く人は殆ど居ないであろう。6等星は、それよりも遥かに明るい1等星よりも小さいのかというところではなく、1等星の何百倍もあつたりする。6等星が暗く見えるのは、距離が離れているからだ。

世の中には、6等星のような人がたくさん居る。能力があるのに、評価する者から離れていたりして、ひっそりと輝いている。誌上研究発表会は知的財産分野でこうした6等星のような人を発掘しようとするものであり、毎年、編集作業の多さ故に「中止」を提案されながら、その意義の重要性に立ち返って「存続」している。加えて、8月号までは前年度委員が担当するので、前委員が集まって検討することになる。前委員会の皆さん、本当にお疲れ様でした。(S)